平成 24 年 3 月 31 日公表版

はじめに

2001年9月11日にアメリカで発生した同時多発テロ事件を契機に、世界各国でテロの発生に関する認識が高まり、テロ対策は、国家防衛上の優先的課題となっている。

わが国では、1984 年のグリコ・森永事件、1998 年の和歌山カレー事件、2008 年冷凍ギョーザ事件等が発生しているが、これらは、健康被害をもたらすことを意図して食品に直接有害物質を混入したものであり、実際の被害の発生範囲は限局的なものであった。しかし、フードサプライチェーンの過程で有害物質が混入されれば、被害の発生範囲が拡大することは容易に予測される。

こうしたことから、厚生労働科学研究補助金「食品防御の具体的な対策の確立と実行可能性の検証に関する研究班」では、悪意を持った者による意図的な食品の汚染を防止するために、米国食品医薬品局(FDA: Food and Drug Administration)による『食品セキュリティ予防措置ガイドライン"食品製造業、加工業および輸送業編"』[Guidance for Industry: Food Producers, Processors, and Transporters: Food Security Preventive Measures Guidance, 2007.10] 「を参考に、日本における食品工場の責任者が講じるべき対応をまとめたガイドラインを作成した。

1.日本における食品衛生対策と食品防御対策の現状

近年、わが国では、HACCPシステム等の導入推進により、フードサプライチェーン全体に渡る食品衛生水準の確保・向上が図られている。しかし、HACCPによる食品衛生管理は、悪意を持った者によるフードサプライチェーンの過程での意図的な有害物質等の混入は想定していない。悪意を持った者

平成 25 年度改訂版

安全な食品を提供するために、食品工場では、HACCP システムや ISO を導入し、高度な衛生状態を保っています。その一方で、衛生状態を保つだけでは、悪意を持って意図的に食品中に有害物質等を混入することを防ぐことは困難とされています。

2001 年 9 月 11 日の世界同時多発テロ事件以降、世界各国でテロ対策は、国家防衛上の優先的課題となっています。特に米国では、食品医薬品局(Food and Drug Administration; FDA)が、農場、水産養殖施設、漁船、食品製造業、運輸業、加工施設、包装工程、倉庫を含む全ての部門(小売業や飲食店を除く)を対象とした、『食品セキュリティ予防措置ガイドライン"食品製造業、加工業および輸送業編"』[Guidance for Industry: Food Producers, Processors, and Transporters: Food Security Preventive Measures Guidance, 2007.10] 1を作成し、食品への有害物質混入等、悪意ある行為や犯罪、テロ行為の対象となるリスクを最小化するため、食品関係事業者が実施可能な予防措置を例示しています。

世界保健機関(World Health Organization; WHO)、2003 年に「Terrorists Threats to Food- Guidelines for Establishing and Strengthening Prevention and Response Systems(食品テロの脅威へ予防と対応のためのガイダンス)」を作成し、国際標準化機構(International Organization for Standardization: ISO)も「ISO 22000; 食品安全マネジメントシステム・フードチェーンに関わる組織に対する要求事項(Food safety management systems - Requirements for any organization in the food chain)」(2005 年 9 月)や「ISO/TS 22002-1:2009食品安全のための前提条件プログラム・第 1 部:食品製造業(Prerequisite programmes on food safety -- Part 1: Food manufacturing)」(2009 年 12 月)を策定するなど、国際的にも食品テロに対する取り組みが行われています。

 $^{^{1}\} http://www.fda.gov/food/guidanceregulation/guidancedocuments regulatory information/fooddefense/ucm083075.htm$

による意図的な食品汚染行為を防止するためには、HACCPシステム等の衛生管理に加え、工場内の従業員のマネジメントや、外部からの侵入者の監視・侵入の阻止等にも注意を払う必要がある。

米国では、災害やテロ等に対する国家全体の応急対応計画である「National Response Plan」において「食品テロの危険性」が明記される等、国家の全体の安全保障における「意図的な食品汚染」の位置づけも明確にされている。わが国でも、従来の食品衛生対策に加え、意図的な食品汚染行為を防止するために、「組織マネジメント」、「従業員等の管理」、「部外者の管理」、「施設管理」、「入出荷等の管理」等の実施により、より積極的な食品防御対策を講じる必要性が高まっている。

2.「食品防御対策ガイドライン(食品製造工場向け)」の概要

米国 FDA による『食品セキュリティ予防措置ガイドライン"食品製造業、加工業および輸送業編"』は、フードサプライチェーンが食品への有害物質混入等悪意ある行為や犯罪、テロ行為の対象となるリスクを最小化するため、食品関係事業者が実施可能な予防措置を例示し、現行の手続きや管理方法の見直しを促すために作成されたものである。その対象は、農場、水産養殖施設、漁船、食品製造業、運輸業、加工施設、包装工程、倉庫を含む全ての部門(小売業や飲食店を除く)である。

今回、米国のガイドラインを参考に、わが国の実情や、複数の食品工場での実地調査の結果を踏まえ、食品工場の責任者が、食品工場における悪意を持った者による意図的な食品の汚染行為を防止するためのガイドラインを作成した。

3.ガイドラインの使用について

本ガイドラインは、本来であれば、米国のように、意図的な食品汚染の危険性が関係者全般に広く認知された状況下で、各食品関係事業者における防御対策実施の要件として公表されることが望ましい。

日本では、食品に意図的に有害物質を混入した事件としては、1984年のグリコ・森永事件、1998年の和歌山カレー事件、2008年の冷凍ギョーザ事件、2013年の冷凍食品への農薬混入事件等が発生しており、食品の製造過程において、意図的な有害物質の混入を避けるための「食品防御対策」の必要性が高くなっています。

2007年以降、当研究班の前身である、「食品によるバイオテロの危険性に関する研究」や、「食品防御の具体的な対策の確立と実行可能性の検証に関する研究」において諸外国の取組の情報収集や日本における意図的な食品汚染の防止策の検討が行われてきました。

さらに、平成 23 年度末には、日本の食品事業者が食品防御に対する理解を深め、実際の対策を検討できるように、過去の研究成果を基に、優先度の高い「1.優先的に実施すべき対策」と、将来的に実施が望まれる「2.可能な範囲での実施が望まれる対策」の2つの推奨レベルに分けた食品製造者向けのガイドライン「食品防御対策ガイドライン(食品製造工場向け)」(案)やその解説、食品防御の観点を取り入れた場合の総合衛生管理製造過程承認制度実施要領(日本版HACCP)[別表第1 承認基準]における留意事項(案)を作成しました

この度、平成 25 年度厚生労働科学研究費補助金「食品防御の具体的な対策の確立と実行可能性の検証に関する研究班」では、平成 23 年度に作成した「食品防御対策ガイドライン(案)(食品製造工場向け)」を中小規模の食品工場等での使用を前提により分かりやすく修正し、解説と一体化しました(別添)。本ガイドライン等を参考に、食品事業者が、食品工場の規模や人的資源等の諸条件を考慮しながら、「実施可能な対策の確認」や「対策の必要性に関する気付き」を得て、定期的・継続的に食品防御対策が実施され、確認されることが望まれます。

平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版
しかし、わが国は未だ米国のような状況にないため、より多くの食品関係	
事業者が意図的な食品汚染の危険性に関心を持ち、現実的に可能な対策を検	
討することができるように、「1.優先的に実施すべき対策」と、「2.可能	
な範囲での実施が望まれる対策」の2つの推奨レベルに分けて作成してい	
る。本ガイドラインは、法的な規制や強制力を伴うものではなく、各食品工	
場において、その規模や人的資源等の諸条件を勘案しながら、「実施可能な	
対策の確認」や「対策の必要性に関する気付きを得る」ために活用されるこ	
とを念頭に作成したものであり、その趣旨を踏まえた活用を願うものであ	
る。	
なお、ガイドラインに示した項目については、定期的・継続的に確認され	
ることが望ましい。	

食品防御対策ガイドライン(食品工場向け) **一意図的な食品汚染防御のための推奨項目一**

1.優先的に実施すべき対策

2013年度版の記載に ついて、簡素化等の 修正を実施

組織マネジメント

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
1	食品工場の責任者は、日ごろから全ての従	食品工場の責任者は、従業員等が働きやす	従業員等の監視を強化するのではなく、従業員
	業員等 ² が働きやすい職場環境の醸成に努	い職場環境づくりに努め、従業員等が自社	等自らが、自社製品の安全を担っているという
	める。これにより、従業員等が自社及び自	製品の品質と安全確保について高い責任	高い責任感を感じながら働くことができる職
	社製品への愛着を高め、自社製品の安全確	感を感じながら働くことができるように	場環境づくりを行う。
	保について高い責任感を感じながら働く	留意する。	
	ことができるような職場づくりを行う。		
2	食品工場の責任者は、自社製品に意図的な	食品工場の責任者は、自社製品に意図的な	従業員等に対して、意図的な食品汚染に関する脅
	汚染が疑われる事態が発生した場合、消費	食品汚染が発生した場合、お客様はまず工	威や、予防措置の重要性に関して定期的に教育を
	者や一般社会から、その原因としてまず最	場の従業員等に疑いの目を向けるという	行い、従業員自らが自社製品の安全を担っている
	初に内部の従業員等に対して疑いの目が	ことを、従業員等に意識付けておく。	という責任感を認識させる。
	向けられる可能性が高いことを、従業員等		
	に意識付けておく。		
3	自社製品に意図的な汚染が疑われる事態	自社製品に意図的な食品汚染が疑われた	意図的な食品汚染が発生した場合においても、各
	が発生した場合において、その原因、経過	場合に備え、普段から従業員の勤務状況、	方面への情報提供を円滑に行うことができるよ
	等について迅速に把握、情報公開ができる	業務内容について正確に把握しておく。	う、平時から、従業員の勤務状況、業務内容につ
	よう、普段から従業員の勤務状況、業務内		いて正確に記録する仕組みを構築しておく。
	容について正確に把握しておく。		

²派遣社員、連続した期間工場内で業務を行う委託業者などについても、同様の扱いが望まれる。

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
4	製品の異常を早い段階で探知するため苦	製品の異常を早い段階で探知するため苦	苦情、健康危害情報等については、販売店経由
	情や健康危害情報等を日常的に確認する	情や健康危害情報等を集約・解析する仕組	で寄せられる情報についても把握に努め、これ
	とともに、万一、意図的な食品汚染が発生	みを構築するとともに、万一、意図的な食	らの情報等について企業内での共有化を図る。
	した際に迅速に対処できるよう、意図的な	品汚染が発生した際に迅速に対処できる	意図的な食品汚染が判明した場合や疑われる
	食品汚染が疑われる場合の社内外への報	よう、自社製品に意図的な食品汚染が疑わ	場合の社内の連絡フロー、保健所・警察等関係
	告、製品の回収、保管、廃棄等の手続きを	れた場合の保健所等への通報・相談や社内	機関への連絡先等をマニュアル等に明記して
	定めておく。	外への報告、製品の回収、保管、廃棄等の	おく。
		手続きを定めておく。	異物混入が発生した際には、原因物質に関わら
			ず、責任者に報告し、報告を受けた責任者は故意
			による混入の可能性を排除せずに対策を検討す
			3 .

人的要素(従業員等)

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
5	従業員等の採用面接時において、可能な範	従業員等の採用面接時には、可能な範囲で	
	囲で身元確認を行う。例えば、身分証、各	身元を確認する。身分証、免許証、各種証	
	種証明書等について、(複写ではなく)原	明書等は、可能な限り原本を確認し、面接	
	本の提示を受ける、面接を通じて記載内容	時には、記載内容の虚偽の有無を確認す	
	に虚偽が無いことを確認する、資格及び職	ప .	
	歴の確認を行う、等の手続きをとる。		
6	従業員等の異動・退職時等に制服や名札、	従業員等の異動・退職時等には制服や名	
	ID バッジ、鍵(キーカード)を返却させ	札、ID バッジ、鍵(キーカード)を返却	
	る 。	させる。	

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
7	製造現場内への持ち込み可能品リストを	製造現場内へは原則として私物は持ち込	製造現場内への持ち込み禁止品の指定は際限
	作成し、これが遵守されていることを確認	まないこととし、これが遵守されているこ	がないため、持ち込まないことを原則として、
	する。	とを確認する。持ち込む必要がある場合	持ち込み可能品はリスト化すると共に、持ち込
		は、個別に許可を得るようにする。	む場合は、個別に許可を得る方が管理しやすい
			と考えられる。
			また、更衣室やロッカールームなども相互にチ
			ェックする体制を構築しておく。
8	従業員等の従来とは異なる言動、出退勤時	従業員等の従来とは異なる言動、出退勤時	従業員等が犯行に及んだ場合の動機は、採用前か
	間の著しい変化等について把握をする。	間の著しい変化等を把握する。	ら抱いていたものとは限らず、採用後の職場への
			不平・不満等も犯行動機となることも考えられ
			る。
			製造現場の責任者等は、作業前の朝礼、定期的な
			ミーティング、個別面談等を通じて、従業員の心
			身の状態について確認するとともに、日常の言動
			や出退勤時刻の変化が見られる場合には、その理
			由についても確認する。
9	従業員の識別・認識システムを構築する。	就業中の全従業員等の移動範囲を明確化	他部署への理由のない移動を制限し、異物が混
	新規採用者については、朝礼等の機会を用	する(全従業員等が、移動を認められた範	入された場合の混入箇所を同定しやすくする。
	いて紹介する等、従業員に認知させる。	囲の中で働いているようにする)	制服や名札、帽子の色、ID バッジ等によって、
			全従業員の「移動可能範囲」や「持ち場」等を
			明確に識別できるようにする。
		新規採用者は、朝礼等の機会に紹介し、従	新規採用者を識別しやすくするとともに、従業
		業員に認知させ、従業員同士の識別度を高	員が見慣れない人の存在に疑問を持つ習慣を
		める。	意識づける。

人的要素(部外者)

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
10	事前のアポイントがある場合、訪問者に	事前に訪問の連絡があった訪問者につい	訪問者の身元を、社員証等で確認する。訪問理由
	対して身元・訪問理由・訪問先(部署・	ては、身元・訪問理由・訪問先(部署・	を確認した上で、従業員が訪問場所まで同行す
	担当者等)を確認し、可能な限り従業員	担当者等)を確認し、可能な限り従業員	る。
	が訪問場所まで同行する。	が訪問場所まで同行する。	
11	事前のアポイントがなく、かつ初めての	事前に訪問の連絡がなかった訪問者、か	「飛び込み」の訪問者については原則として製造
	訪問者に対して、訪問希望先の従業員に	つ初めての訪問者は、原則として工場の	現場への入構を認めない。
	面識の有無、面会の可否を確認した上で、	製造現場への入構を認めない。	なお、訪問希望先の従業員に対して面識の有無や
	敷地内の立ち入りを認める場合は、事前		面会の可否等について確認が取れた場合は、事前
	のアポイントのある訪問者と同様の対応		に訪問の連絡があった訪問者と同様の対応を行
	を行う。		う。
12	訪問者の種類別に、車両のアクセスエリ	訪問者(業者)用の駐車場を設定する。	全ての訪問者について車両のアクセスエリア、荷
	ア、荷物の持ち込みエリアを設定し、訪	この際、製造棟とできるだけ離れている	物の持ち込み等を一律に制限することは現実的
	問者に周知する。	ことが望ましい。	ではない。
			特定の訪問者(例:施設メンテナンス、防虫防鼠
			業者等)については、それらの車両であることが
			明確になるように、駐車エリアを設定しておく。
13	施設のメンテナンスや防虫・防鼠作業等	食品工場の施設・設備のメンテナンスや	食品工場の施設・設備のメンテナンスや防虫・防
	のため、工場内を単独で行動する必要の	防虫・防鼠作業等のため、工場内を単独	鼠等に関する作業員は、長時間にわたり多人数で
	ある訪問者に対しては、持ち物を十分確	で行動する可能性のある訪問者(業者)	作業することもあるため、従業員が全ての作業員
	認し、不要なものを持ち込ませないよう	には、持ち物を十分確認し、不要なもの	の作業に同行することは困難である。
	に留意する。食品取扱いエリア/保管エリ	を持ち込ませないようにする。	作業開始前に、持ち物の確認を実施し、不要な持
	ア/ロッカールームに立ち入る場合は特		ち込み品の管理を徹底する。
	に留意する。		

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
14	郵便、宅配便の受け入れ先(守衛所、事	郵便、宅配便の受け入れ先(守衛所、事	信書と信書以外の郵便物、また宅配物等の届け物
	務所等)を定めておく。また配達員の敷	務所等)を定めておく。また配達員の敷	や受取人の違いにより、配達員は比較的自由に食
	地内の移動は、事前に設定した立ち入り	地内の移動は、事前に設定した立ち入り	品工場の敷地内を移動できる状況にあるため、郵
	可能なエリア内のみとし、配達員が建屋	可能なエリア内のみとする。	便、宅配物等の受け入れ先は数箇所の定められた
	内に無闇に立ち入ることや、建屋外に置		場所に限定する。
	かれている資材・原材料や製品に近づく		また、郵便局員や宅配業者が、食品工場の建屋内
	ことができないように留意する。		に無闇に立ち入ることや、建屋外に置かれている
			資材・原材料や製品に近づくことができないよう
			留意する。

施設管理

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
15	不要な物、利用者・所有者が不明な物が放	不要な物、利用者・所有者が不明な物の放	食品工場で使用する原材料や工具等について、
	置されていないか、定常的に確認を行う。	置の有無を定常的に確認する。	定数・定位置管理を行い、過不足や紛失に気づき
			やすい環境を整える。
			また、食品に直接手を触れることができる製造工
			程や従事者が少ない場所等、意図的に有害物質を
			混入し易い箇所については特に重点的に確認す
			გ .
16	食品に直接手を触れることができる仕込	食品に直接手を触れることができる仕込	仕込みや包装前の製品等に直接手を触れるこ
	み等の工程や、従事者が少ない場所等、意	みやや袋詰めの工程や、従事者が少ない場	とが可能な状況が見受けられる。
	図的に有害物質を混入しやすい箇所を把	所等、意図的に有害物質を混入しやすい箇	特に脆弱性が高いと判断された箇所は、見回りの
	握し、防御対策を検討する。	所を把握し、可能な限り手を触れない様に	実施、従業員同士による相互監視、監視カメラの
		カバーなどの防御対策を検討する。	設置等を行うと共に、可能な限り手を触れられな
			い構造に改修する。
17	非稼動時における防犯対策を講じる。	工場が無人となる時間帯についての防犯	
		対策を講じる。	

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
18	鍵の管理方法を策定する。	鍵の管理方法を策定し、定期的に確認す	最低限、誰でも自由に鍵を持ち出せるような状態
		る 。	にならないよう管理方法を定め、徹底する。
19	製造棟、保管庫については、定期的に鍵の	製造棟、保管庫は、外部からの侵入防止の	食品工場内の全ての鍵を定期的に交換すること
	取替えや暗証番号の変更を行う等、外部か	ため、機械警備、定期的な鍵の取り換え、	は現実的ではない。
	らの侵入防止対策を適切に行う。	補助鍵の設置、格子窓の設置等の対策を行	異物が混入された場合の被害が大きいと考えら
		う。	れる製造棟や保管庫については、補助鍵の設置や
			定期的な点検を行うなどの侵入防止対策を取る
			ことが重要である。
20	工場内部と外部との結節点を特定し、不必	製造棟の出入り口や窓など外部から侵入	製造棟が無人となる時間帯は必ず施錠し、人が侵
	要な又は関係者以外のアクセスの可能性	可能な場所を特定し、確実に施錠する等の	人できないようにする。全ての出入り口・窓に対
	がある箇所については、必要に応じて対策	対策を取る。	して直ちに対策を講じることが困難な場合は、優
	を講じる。		先度を設定し、施設の改築等のタイミングで順次
			改善策を講じるように計画する。
21	工場内に試験材料(検査用試薬・陽性試料	食品工場内の試験材料(検査用試薬・陽性	試験材料(検査用試薬・陽性試料等)の保管場所
	等)や有害物質が存在する場合は、それら	試料等)や有害物質については保管場所を	は検査・試験室内等に制限する。無断で持ち出さ
	の保管場所を定め、当該場所への人の出入	定めた上で、当該場所への人の出入り管理	れることの無いよう定期的に保管数量の確認を
	り管理を行う。	を行うと共に、使用日時及び使用量の記	行う。可能であれば警備員の巡回やカメラ等の設
		録、施錠管理を行う。	置を行う。
22	工場内に試験材料(検査用試薬・陽性試料	食品工場内の試験材料(検査用試薬・陽性	法令等に基づき管理方法等が定められているも
	等)や有害物質が存在する場合は、それら	試料等)や有害物質を紛失した場合は、工	のについては、それに従い管理を行う。
	の管理・保管方法、在庫量の確認方法等に	場長や責任者に報告し、工場長や責任者は	それ以外のものについては、管理方法等を定め、
	係る規定を定め、在庫品の紛失等の異常事	その対応を決定する。	在庫量の定期的な確認、食品の取扱いエリアや食
	態が発生した場合の通報体制を構築する。		品の保管エリアから離れた場所での保管、栓のシ
			ーリング等により、妥当な理由無く有害物質を使
			用することの無いよう、十分に配慮した管理を行
			う。また試験材料や有害物質の紛失が発覚した場
			合の通報体制や確認方法を構築する。

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
23	殺虫剤の選定基準及び管理・保管方法を策定する。	殺虫剤の保管場所を定め、施錠による管理を徹底する。	食品工場の従業員等が自ら殺虫・防鼠等を行う場合は、使用する殺虫剤の成分について事前に確認しておくことが重要である。 殺虫剤を保管する場合は鍵付きの保管庫等に保管し、使用場所、使用方法、使用量等に関する記録を作成する。 防虫・防鼠作業の委託する場合は、信頼できる業者を選定し、殺虫対象、殺虫を行う場所を勘案して、委託業者とよく相談の上、殺虫剤(成分)を選定する。 殺虫・防鼠等を委託する場合、殺虫剤は委託業者が持参することになるが、工場長等が知らないうちに、委託業者から従業員等が殺虫剤を譲り受けたり、工場内に保管したりするようなことがないよう、管理を徹底する。
24	井戸、貯水、配水施設への侵入防止措置を 講じる。	井戸、貯水、配水施設への侵入防止措置を 講じる。	井戸、貯水、配水施設への出入り可能な従業員を 決め、鍵等による物理的な安全対策、防御対策を 講じる。
25	井戸水を利用している場合、塩素消毒等浄 化関連設備へのアクセス管理、監視等を行 う。	井戸水を利用している場合、確実な施錠を 行い、塩素消毒等浄化関連設備へのアクセ スを防止すると共に、可能であれば監視カ メラ等で監視する。	井戸水に毒物を混入された場合の被害は、工場全体に及ぶため、厳重な管理が必要である。
26	従業員の異動・退職時等に、コンピューター制御システムや重要なデータシステム へのアクセス権を解除する。	コンピューター処理制御システムや重要なデータシステムについて、従業員の異動・退職時等に併せてアクセス権を更新する。アクセス許可者は極力制限し、データ処理に関する履歴を保存する。	コンピューター処理制御システムや重要なデータシステムにアクセス可能な従業員をリスト化し、かつシステムの設置箇所に鍵を設ける、ログインパスワードを設ける等の物理的なセキュリティ措置を講じる。

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
2	27 コンピューター処理制御システムや重要	(上と統合)	
	なデータシステムへのアクセス許可者を 制限する。		
2	28 コンピューターのデータ処理に係る履歴 を保存する。	(上と統合)	

入出荷等の管理

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
29	資材や原材料等の受け入れ時及び使用前	資材や原材料等の受け入れ時及び使用前	
	に、ラベルや包装の確認を行う。意図的な	に、ラベルや包装を確認する。異常を発	
	食品汚染行為等の兆候・形跡が認められた	見した場合は、工場長や責任者に報告し、	
	場合の調査や通報の体制を構築する。	工場長や責任者はその対応を決定する。	
30	資材や原材料等の納入時の積み下ろし作業	資材や原材料等の納入時の積み下ろし作	積み下ろし、積み込み作業は食品防御上脆弱な
	及び製品の出荷時の積み込み作業の監視を	業や製品の出荷時の積み込み作業を監視	箇所である。実務上困難な点はあるが、相互監
	行う。	する。	視や、可能な範囲でのカメラ等による監視を行
			う。
31	納入製品・数量と、発注製品・数量との整	納入製品・数量と、発注製品・数量との	数量が一致しない場合は、その原因を確認する。
	合性の確認を行う。	整合性を確認する。	納入数量が増加している場合は特に慎重に確認
			を行い、通常とは異なるルートとから製品が紛
			れ込んでいないかに注意を払う。
32	保管中の在庫の紛失・増加や意図的な食品	保管中の在庫の紛失や増加、意図的な食	数量が一致しない場合は、その原因を確認する。
	汚染行為等の兆候・形跡が認められた場合	品汚染行為の兆候・形跡等が認められた	在庫量が増加している場合は特に慎重に確認
	の調査や通報の体制を構築する。	場合は、工場長や責任者に報告し、工場	し、外部から製品が紛れ込んでいないかに注意
		長や責任者はその対応を決定する。	を払う。

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
33	製品の納入先から、納入量の過不足(紛失	製品の納入先から、納入量の過不足(紛	過不足の原因について、妥当な説明がつくよう
	や増加)について連絡があった場合の調査	失や増加)についての連絡があった場合、	に確認する。特に納入量が増加している場合は
	や通報の体制を構築する。	工場長や責任者に報告し、工場長や責任	慎重に確認し、外部から製品が紛れ込んでいな
		者はその対応を決定する。	いかに注意を払う。
34	製品の納入先の荷受人(部署)の連絡先に	製品納入先の荷受担当者の連絡先を、誰	食品工場内で意図的な食品汚染行為等の兆候や
	ついて、全ての従業員が確認できるよう、	でもすぐに確認できるようにしておく。	形跡が認められた場合は、被害の拡大を防ぐた
	確認の方法を共有しておく。		め、至急納入先と情報を共有する必要がある。
			納入担当者が不在の場合でも、代理の従業員が
			至急連絡できるように、予め手順・方法を定め
			ておくこと。

2.可能な範囲での実施が望まれる対策

将来的に実施することが望まれるものの、1.に挙げた項目に比して優先度は低いと判断された不急の対策。

組織マネジメント

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
35	警備員(社内の警備担当者もしくは警備保	従業員等や警備員は、敷地内での器物の破	警備や巡回時に確認する項目をチェックリス
	障会社職員)に対して、警備・巡回結果の	損、不用物、異臭等に気が付いた時には、	ト化し、警備の質を確保しておくことが望ま
	報告内容を明確化する。敷地内における不	すぐに工場長や責任者に報告する。	UII.
	用物の確認や、異臭等についても報告を受		故意による器物の破損や悪意の落書きなどの予
	けるようにする。委託を行っている場合、		兆を見逃さないことが重要である。
	必要であればこれら報告内容を契約に盛		
	り込むようにする。		

人的要素(従業員等)

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
36	敷地内の従業員等の所在を把握する。	敷地内の従業員等の所在を把握する。	従業員の敷地内への出入りや所在をリアルタイ
			ムでの把握や、記録保存のために、カードキーや
			カードキーに対応した入退構システム等を導入
			する。

施設管理

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
37	フェンス等により敷地内への侵入防止対 策を講じる。	敷地内への侵入防止のため、フェンス等 を設ける。	食品工場の敷地内への出入りしやすい環境が多いため、敷地内への立ち入りを防止することが望ましい。

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
38	警備員の巡回やカメラ等により工場建屋 外の監視を行う。	カメラ等により工場建屋外の監視を行う。	カメラ等による工場建屋への出入りを監視する ことによる抑止効果が期待でき、また、有事の 際の確認に有用である。
39	警備員の巡回やカメラ等により敷地内に ある有害物質等の監視、施錠確認等を行 う。	(21 に含む)	
40	警備員の巡回やカメラ等により保管中/ 使用中の資材や原材料の監視、施錠確認等 を行う。	警備員の巡回やカメラ等により敷地内に 保管中/使用中の資材や原材料の継続的 な監視、施錠管理等を行う。	資材・原料保管庫は人が常駐していないことが 多く、かつアクセスが容易な場合が多い。可能 な範囲で警備員の巡回やカメラ等の設置、施錠 確認等を行う。